

事務連絡
令和 3年 3月 16日

各市町長様
島原地域広域市町村圏組合管理者様

長崎県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)

令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について(依頼)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本県の高齢者福祉行政の推進にご理解とご尽力を賜り、誠にありがとうございます。さて、この度、厚生労働省老健局長から、標記調査結果の公表及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、『令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について』の通知については、抜粋してお知らせいたします。

記

1 調査結果の公表

○令和元年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

【参考:長崎県の状況】

○高齢者の虐待防止、身体拘束廃止の取り組み、高齢者虐待に関する公表

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/gyakutai/gyakutaikouhyou/>

長崎県ホーム>組織で探す>福祉保健部 長寿社会課>高齢者虐待防止・権利擁護>高齢者虐待に関する公表

長崎県 高齢者虐待に関する公表

検索

2 調査結果を踏まえた対応の強化について（『令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について』の抜粋）

（1）法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた的確な検証・分析等

- ① 過去に何らかの指導等対応が行われていた施設・事業所において、繰り返し虐待等が生じていることから、初回の指導等において、虐待等の再発防止策の構築について取り組んでいただきますようお願いいたします。
- ② 事実確認を行っていない事例が多く報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は高齢者虐待に係る通報等を受けたときには、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者の生命や身体の安全確認や虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、警察OBや専門職を積極的に活用し、迅速かつ適切な事実確認・対応をお願いします。

また、高齢者虐待防止法に基づく対応については、速やかな対応が必要となりますので、事案発生時には、各市町における対応及び県への報告を速やかにご対応いただくようお願いいたします。

（2）指定介護保険サービスにおける運営基準の改正への対応

令和3年4月1日指定居宅サービス等の運営基準の改定（令和3年厚生労働省令第9号）により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待防止の視点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけることとなりました。

今後、全ての介護サービス事業者による高齢者虐待において、高齢者虐待の防止や被虐待高齢者の保護が専門的知識に基づいて適切に実施されるよう、全ての介護サービス事業者の管理者や指導的立場にある者におかれては、県の高齢者権利擁護推進員養成研修を積極的に受講するなど、介護現場での専門的な人材の資質向上への働きかけをお願いします。

（3）新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応

外出自粛等により高齢者が外出を控え、居宅で長い時間を過ごす等により、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念されるため、見守りの実施や、地域包括支援センター等による訪問や電話等での状況確認など、市町村、関係団体間におかれましても連携・協働し対応いただけますようお願いいたします。

長崎県福祉保健部長寿社会課 担当：岩下・森永
TEL:095-895-2434 FAX:095-895-2576